

麻酔によるクマの捕獲体制構築

～ 人の日常生活圏における麻酔（麻酔銃、吹き矢）を用いた
クマの捕獲体制の構築等に関する参考資料 ～

2026 年（令和 8 年）7 月

環境省自然環境局

はじめに

市街地等に出没した野生鳥獣に対する麻酔による捕獲等¹に関しては、従来から、麻酔吹き矢を用いた方法は所定の手続きを行った上で制度上可能とされていた。平成 26 年度には、市街地に出没したニホンザルを主な対象鳥獣として想定し、鳥獣保護管理法の改正により、都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害防止のため、住居集合地域等²において麻酔銃による鳥獣の捕獲等が可能となった（鳥獣保護管理法第 38 条の 2 第 1 項の許可を受けて麻酔銃猟をする場合は、同法第 38 条第 2 項の限りではない）。

令和 7 年度の鳥獣保護管理法の改正では、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ（ヒグマ、ツキノワグマ）及びイノシシの成獣について、市町村が、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設された。当該制度においては、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように実施する限りにおいて、住居集合地域等における銃猟だけではなく、日の出前及び日没後（夜間）の銃猟や建物に向かってする銃猟も可能とされた（鳥獣保護管理法第 38 条第 1 項³、第 2 項並びに第 3 項⁴に基づく銃猟の制限に係る規定は、同法第 34 条の 2 第 5 項に基づき適用しない）。

近年、クマの市街地への侵入が相次ぎ、令和 7 年度にはクマによる人身被害件数が過去最多を更新した。市街地に出没したクマについて、装薬銃（ライフル弾、スラッグ弾等）により捕獲等することが可能となった一方、実包では跳弾や貫通等のリスクがあることも踏まえ、捕獲等の現場では、麻酔を用いた捕獲等の方法が選択された例がある。麻酔薬や麻酔銃の取扱い等に関して、「獣医師しか麻酔投与できない」「麻酔銃の所持には銃猟の経験が必要」といった誤解も見られるが、麻酔投与に関する獣医師の関与は限定的（一部の薬品の購入のみ関与が必要）であるほか、麻酔銃の所持に銃猟の経験は不要である。

以上を踏まえ、本資料では、クマを適切に麻酔により捕獲等するための体制づくりに必要な事前準備や法令等の手続き、捕獲等の方法や麻酔により対処することが適当な状況等の概要について整理し、捕獲等に伴う事故の防止を前提とした麻酔を用いた捕獲体制の構築等について解説する。

本資料の構成

1. 麻酔によるクマ捕獲等の基本的な考え方	・ 麻酔による捕獲等の利点、注意点
↓	
2. 麻酔による捕獲等の手順	(1) 事前準備 (①麻酔薬 ②麻酔銃・吹き矢) (2) 捕獲作業に伴う行政手続き等 (3) 捕獲等の実施 1) 麻酔捕獲の流れ 2) 実施の判断材料
↓	
3. 事例紹介	麻酔によるクマ捕獲等の運用事例 (秋田県、島根県、長野県)

¹ 本資料において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 2 条第 8 項に合わせ、捕獲又は殺傷をいう。

² 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項：住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りではない。※注 鳥獣保護管理法において、銃猟には麻酔銃猟も含まれる。

³ 鳥獣保護管理法第 38 条第 1 項：日出前及び日没後においては、銃猟をしてはならない。

⁴ 鳥獣保護管理法第 38 条第 3 項：弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗り物に向かって、銃猟をしてはならない。

1. 麻酔によるクマの捕獲等の基本的な考え方

安全かつ確実に捕獲等を実施することが可能と判断される場合にあっては、麻酔銃・吹き矢によるクマの捕獲等は実施し得るものと考えられる。麻酔による捕獲等の利点・注意点を以下に整理した。

麻酔（麻酔銃、吹き矢）による捕獲等の利点・注意点

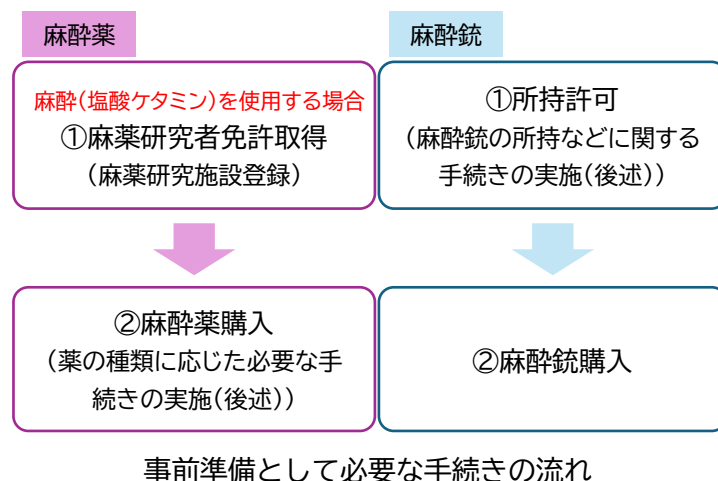
利点	■ 麻酔銃は他の銃器（散弾銃、ライフル銃、空気銃）より有効射程距離が短く、吹き矢の有効射程距離はさらに短いため、投薬器（装薬銃の「弾丸」にあたる）の到達範囲の確認が容易であり、到達範囲内の安全確保を行いやすい ■ 他の銃器と比較し、跳弾・貫通のリスクが低い ■ 他の銃器と比較してサイズが小さいため操作し易く、少しの隙間からでも動物に向けて発射することができる ■ 吹き矢は銃器ではないことから鳥獣保護管理法第 38 条の規制の対象ではないため、銃器と比較し、制度上実施しやすい。
注意点	■ 麻酔銃・吹き矢ともに有効射程距離が短く、捕獲者がクマに接近する必要がある ➢ 十分な安全装備を身に着けたうえで、経験や技術がある者が対応する必要がある ■ 命中した場合であっても、投薬器内の麻酔薬が全量体内に入るとは限らない（命中部位、角度、投薬器の不良等による）。また命中し、投薬器内の麻酔薬が全量体内に入ったとしても、興奮している場合や脂肪が多い個体の場合等において、十分な効果が得られないことがある ➢ 命中後のクマの動きに十分注意を払う必要がある ➢ 追加で麻酔薬を投与できるよう、あらかじめ準備をしておく必要がある ■ 麻酔薬の効力が現れ不動化するまでに一定の時間（最短でも 10～15 分）を要する ➢ 必要十分な時間、住民等の安全確保を行う必要がある ■ 麻酔銃や吹き矢で撃たれたことにより個体が興奮し、捕獲者をはじめとする作業従事者が反撃を受けたり、逸走し、周辺の住民、建物等に危害又は損害を及ぼしたりする可能性がある ➢ 十分な範囲で住民等の安全を確保する必要がある

2. 麻酔による捕獲等の手順

麻酔による捕獲等は、以下の手順に沿って行う。各手順において必要な手続きを行う必要がある。

(1) 事前準備

以下に示す通り、事前準備として手続きが必要となるのは「麻酔薬」と「麻酔銃」である。「吹き矢」は銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）における所持許可は不要である。



① 麻酔薬の購入・所持・使用

クマに投与することが想定される主要な4つの薬剤（麻酔薬、鎮静薬）について解説する。

麻酔薬

	塩酸ケタミン	塩酸チレタミン・塩酸ゾラゼパム混合物 (国内未承認医薬品)
分類	麻薬 ⁵ 、劇薬、処方箋医薬品	指定薬物 ⁶
概要	・麻薬に指定 ・都道府県知事による麻薬研究者免許^{7,8}が必要 ・麻薬研究施設⁹内の鍵をかけた堅固な設備（重量金庫等）内での保管が必要 ・麻薬研究施設内に麻薬帳簿を備え、麻薬の品名、数量等の記載が必要	・チレタミンは指定薬物に指定され、クマへの使用は、「医療等の用途」である「学術研究又は試験検査の用途」に限定される

⁵ 麻薬及び向精神薬取締法において規定。

⁶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）において規定。

⁷ 麻薬研究者免許取得にあたって必要な資格は無いが、精神の機能障害が無いこと、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書等が必要である。

⁸ <参考：麻薬取扱者（研究者）免許申請（大阪府）>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o100100/0020995/0024753.html>

<参考：麻薬取扱いの手引（麻薬研究者用）（東京都）>

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/hokeniryo/2024-12-10-094941-341>

<参考：麻薬研究者にかかる麻薬取扱いの手引き（大阪府）>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/4073/kennkyuutebiki.pdf>

⁹ 麻薬研究者が研究に従事する研究施設を麻薬研究施設と言い、都道府県知事への免許申請時に併せて麻薬研究施設の登録を行う。麻薬研究施設でのみ麻薬の管理が可能となる。

購入	・麻薬研究者免許が必要 ・麻薬卸売業者から麻薬を購入する（譲り受ける）際は、両者で「麻薬譲渡証」及び「麻薬譲受証」を交換する必要がある	・海外からの輸入となるため、農林水産省への<u>動物用医薬品（再生医療等製品）輸入確認申請書</u>の提出、確認の手続きが必要¹⁰ ・チレタミンは指定薬物であるため、<u>厚生労働省に輸入指定薬物用途誓約書を提出し、確認の手続きが必要</u>¹¹
使用	・クマは、獣医師法に定められた獣医診療の診療対象動物にあたらないことから、<u>クマへの薬剤投与には獣医師の資格を必要としない</u> ・麻薬研究者ではない者は、麻薬研究者の指示のもと、その麻薬研究者の補助者としてクマへの投与を行う必要がある ・ケタミンを吹き矢等で施用（使用）する場合には、発射後に外れた場合を含め、使用したすべてのケタミンについて施用（使用）したものとして取り扱い、麻薬帳簿にその旨を記載する必要がある ・発射した投薬器にケタミンが残存しているものの、回収ができず所在不明になったことにより保健衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、都道府県薬務主管課や保健所に連絡のうえ、「麻薬事故届」を提出する必要がある	・クマは、獣医師法に定められた獣医診療の診療対象動物にあたらないことから、<u>クマへの薬剤投与には獣医師の資格を必要としない</u>
危険 猟法 への 該当	・吹き矢を使用する場合には、鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法に該当する ・麻酔銃を使用する場合であって、<u>1 発射当たり 5,700mg 以下の施用量</u>であれば危険猟法に該当しない	・麻酔銃、吹き矢を使用する場合には、<u>鳥獣保護管理法第 36 条の危険猟法に該当しない</u>

¹⁰ 輸入時には農林水産省 HP「海外から動物用医薬品等を購入しようとしている方へ」を参照の上、当該ページ下部の問合せ先にご連絡ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/kakunin.html

¹¹ 「指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて」の一部改正について（平成 28 年 2 月 18 日薬生発 0218 第 5 号）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/h280224-01.pdf>

鎮静薬

	塩酸メドミジン	塩酸キシラジン
分類	劇薬、要指示医薬品 ¹²	
概要	麻酔薬との相乗効果を目的とし、麻酔薬と併用されることがある	
購入	・要指示医薬品に指定 ・研究目的等の正当な理由なく、獣医師の処方箋又は指示なしに購入することはできない。このため、購入時に理由の正当性について、都道府県の動物薬事担当部署に相談する必要がある	
使用	・クマは、獣医師法に定められた獣医診療の診療対象動物にあたらないことから、<u>クマへの薬剤投与には獣医師の資格を必要としない</u>	
危険猟法への該当	・吹き矢を使用する場合は、鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当する ・麻酔銃を使用する場合であって、<u>1発射当たり 4,460mg 以下の施用量であれば危険猟法に該当しない</u>	・吹き矢を使用する場合は、鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当する ・麻酔銃を使用する場合であって、<u>1発射当たり 6,840mg 以下の施用量であれば危険猟法に該当しない</u>

② 麻酔銃・吹き矢の所持・使用

クマに麻酔を投与するための麻酔銃・吹き矢の所持、使用について解説する。

	吹き矢	麻酔銃 ¹³
所持	・銃刀法の規制の適用はなし	・動物麻酔の用途に供するため、麻酔銃を所持しようとする者は、銃刀法に基づき、その所持について<u>都道府県公安委員会¹⁴の許可</u>が必要 ・猟銃と異なり、所持許可を受けた者のほか、所持許可を受けた者の監督の下に動物麻酔の作業に従事する者（あらかじめ都道府県公安委員会に届け出たもの¹⁵に限る）についても、当該所持許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することが可能 ・猟銃と異なり、<u>所持許可には有効期間が設けられていない</u>
保管		・保管は、堅固な設備に施錠して収納するなど、一定の基準に適合する設備及び方法¹⁶により行う必要がある
使用		・動物麻酔の用途に供する場合¹⁷等を除き、携帯・運搬及び発射してはならない

¹²薬機法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第49条において規定。

¹³銃刀法第4条第1項第2号に規定する動物麻酔の用途に供するための麻酔銃をいう。

¹⁴銃刀法第4条第5項の規定に基づき、法人の代表者又は従業員が当該法人の業務のために所持許可を受けようとする場合には、当該代表者又は従業員の住所地ではなく、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に申請しなければならない。所持許可申請手続の詳細は、管轄の警察署に問い合わせて確認すること。

¹⁵銃刀法第3条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「施行規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、「人命救助等に従事する者届出書」の提出が必要。

¹⁶銃刀法第10条の4及び施行規則第83条の規定を参照。当該基準を満たした上で、事業場で保管することは可能。

¹⁷動物麻酔の用途に供する場合には、麻酔銃を適正に使用するために射撃の練習を行うことも含まれる。

(2) 捕獲作業に伴う行政手続き等

麻酔による捕獲等の実施にあたり、必要な行政手続き等を以下に整理した。

	吹き矢	麻酔銃
許可捕獲の場合	鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可が必要	鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可が必要 住居集合地域で使用する場合は、上記に加え <u>同法第38条の2の捕獲等許可</u> が必要
緊急銃猟の場合	－（吹き矢による捕獲等は銃猟ではない）	上記のいずれの許可も不要 緊急銃猟を実施する者は、法令の要件を満たす必要 （「(参考2) 緊急銃猟を実施する者の要件」参照）
危険猟法への該当性*	劇薬、毒薬を使用した吹き矢による捕獲等は <u>同法第36条に規定する危険猟法に該当するため、同法第37条</u> の許可が必要	1発射あたりの施用量が規定値*以下であれば、同法第36条に規定する危険猟法には該当せず、同法第37条に基づく危険猟法の許可は要しない

* ① 麻酔薬の購入・所持・使用の項及び「(参考3) 危険猟法に該当する劇薬、毒薬について」参照

(参考1) 鳥獣保護管理法に基づく規制と手続き

鳥獣保護管理法に基づく規制と手続きについて、以下に整理した。

	鳥獣保護管理法				
	第9条に基づく許可 (捕獲等の許可)	第37条第1項の許可 (危険猟法の許可)	第38条の対応		
			第1項 (夜間銃猟の禁止)	第2項 (住居集合地域等における銃猟の禁止)	第3項 (建物等に向かってする銃猟の禁止)
麻酔銃猟 (緊急銃猟)	不要	薬剤の種類・量により必要	禁止の適用除外	禁止の適用除外	禁止の適用除外
麻酔銃猟 (鳥獣保護管理法第9条許可)	必要		実施不可	禁止の適用除外 (鳥獣保護管理法第38条の2の許可を得た場合)	実施不可
吹き矢による捕獲等 (鳥獣保護管理法第9条許可)	必要	薬剤の種類により必要	禁止の対象外	禁止の対象外	禁止の対象外

（参考２）緊急銃猟を実施する者の要件

緊急銃猟制度において麻醉銃猟を実施する場合、実施する者が満たす必要がある要件については、鳥獣保護管理法施行令に基づき、次のとおりとされている。

- ・過去３年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験を有する者

当該要件を満たす者の例は次のとおり想定される。

例１：緊急銃猟を実施する日から起算して過去３年以内に、山野（または農地、市街地等）に設置したわなにかかったイノシシ（またはニホンジカ、クマ）について、安全に止めさしや運搬等を行うため、まずは不動化を行うこととした場合に、不動化のため、鳥獣保護管理法第９条の許可を受けて麻醉銃による当該鳥獣の捕獲等を実施した者

例２：緊急銃猟を実施する日から起算して過去３年以内に、市街地等に出没したクマ（またはイノシシ、ニホンジカ）について、鳥獣保護管理法第９条の許可を受けて麻醉銃による捕獲等を実施した者

例３：緊急銃猟を実施する日から起算して過去３年以内に、緊急銃猟として麻醉銃猟を実施した者

※鳥獣保護管理法第２条第８項において「捕獲等」とは「捕獲又は殺傷」をいうこととしている。そのため、捕獲等をした経験には、例えば、麻醉銃猟の注射針を対象鳥獣に当てた場合（麻醉の効果により不動化に至ったかどうかは問わない）も含まれる。なお、命中していない場合には捕獲等をした経験に当たらない。

※「捕獲等をした経験」とは鳥獣保護管理法の対象である野生の鳥獣を捕獲等した経験に限られるため、動物園等の飼養動物に関する経験は当てはまらない。

（参考３）危険猟法に該当する劇薬、毒薬について

鳥獣保護管理法第３６条で定められた危険猟法（爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法）に該当する劇薬、毒薬の種類については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」（自然環境局長通知）の劇薬等の使用に関する許可基準で次のように定められている。

なお、塩酸チレタミン・塩酸ゾラゼパム混合物はこれに該当しないため、塩酸チレタミン・塩酸ゾラゼパム混合物を使用した麻醉銃猟及び吹き矢による捕獲等は、危険猟法に該当しない。

【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（自然環境局長通知）より】

劇薬を使用する場合にあっては、塩酸ケタミン、硫酸アトロピン、キシラジン塩酸塩、キシラジン誘導体、塩酸メドミジン、サクシニルコリン（別名サクシン）、イミダゾリン（別名塩酸トラゾリン）その他原則として以下に該当するものであること。

- ・毒物及び劇物取締法（昭和２５年法第３０３号）第２条第１項に規定する毒物及び同条第２項に規定する劇物として、別表第１及び第２に掲げるもの
- ・薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号。旧「薬事法」）。第４４条第１項に規定する毒薬及び同条第２項に規定する劇薬として医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚生省令第１号）別表第３及び動物用医薬品等取締規則（平成１６年農林水産省令第１０７号）別表第２に掲げるもの

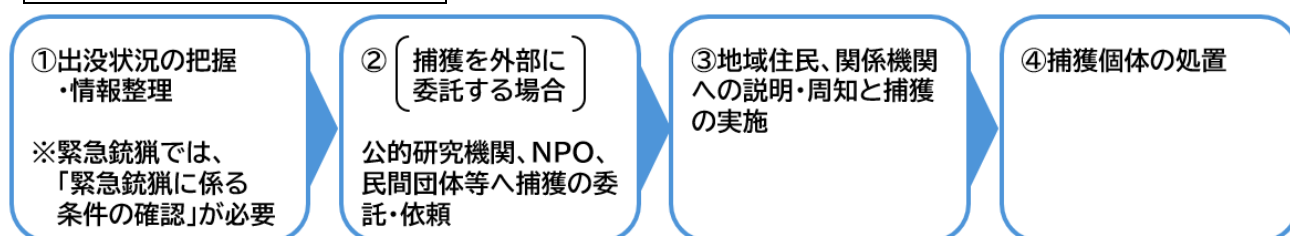
(3) 捕獲等の実施

1) 麻酔による捕獲等の流れ

麻酔による捕獲等は基本的に以下の流れで実施されるが、選択する捕獲等の種類により必要な手順は異なるため、捕獲等の種類に応じた法令・パンフレット・ガイドライン等を参照する必要がある。特に緊急銃猟として麻酔銃猟を行う場合には、「緊急銃猟ガイドライン」（令和7年、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室※令和8年改訂）、住居集合地域等における麻酔銃猟の場合には、捕獲のための許可申請、麻酔銃の特性・留意事項等について「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」（平成28年、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）を参照することが推奨される。

また、「緊急銃猟ガイドライン」には、人の日常生活圏におけるクマの捕獲等を安全に実施する上で重要な情報が整理されていることから、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて実施する捕獲等の場合であっても参照することが望ましい。

麻酔による捕獲等の基本的な流れ



2) 実施の判断材料

基本的な流れ「① 出没状況の把握・情報整理」を踏まえ、麻酔によるクマの捕獲等を実施するかどうかの判断材料となる項目を以下に整理した。

当該項目は、あくまで判断にあたって運用上参考にすることが合理的であると考えられる事項の一部を例示するものであり、必ずしも下記判断材料にチェックが付かなければならないものではなく、また、全ての項目にチェックが付いた場合であっても、「1. 麻酔によるクマ捕獲の基本的な考え方」に記載した注意点を十分に勘案した上で、実施の可否を判断する必要がある。

また、緊急銃猟においては、鳥獣保護管理法に基づく緊急銃猟の実施に係る条件を実施段階においても引き続き満たしていることが必要となる（「緊急銃猟ガイドライン」参照）。

判断材料	✓
バックストップが十分に確保できない等、安全確保上、装薬銃の使用が困難であり、麻酔銃・吹き矢の発射や投薬器が命中したことによりクマが興奮することを想定した場合でも、捕獲者を含む作業者の安全が確保できる（作業者が確実に屋内に退避できる等）	
麻酔銃・吹き矢の最大到達距離範囲内であれば、安全確保（人の退避等）が可能	
麻酔銃・吹き矢の発射や投薬器が命中したことによりクマが興奮した場合を想定しても、周辺への逸走経路が無い	
他の銃器では建物等の破損が大きくなることが想定され、建物等の所有者から捕獲等の了承が得られないが、麻酔銃であれば建物等の所有者の了承が得られる	
敷地内での他の銃器による捕殺作業について、土地所有者から実施の了承が得られないが、麻酔による捕獲等であれば土地所有者の了承が得られる	

3. 事例

ここでは、麻酔によるクマの捕獲等の自治体における体制整備の事例を紹介する。

1. 秋田県

秋田県では、装薬銃による止めさしができない場所に設置した箱わなでクマを捕獲した場合や、麻酔銃を用いた緊急銃猟の実施が見込まれる場合などに、市町村から依頼を受けて県が麻酔によりクマを捕獲できる体制を整えている。

(1) 自治体における体制について

① 麻酔銃（令和8年6月時点）

a. 麻酔銃の所持者：

麻酔銃が配備されている県自然保護課の専門職員（主査）、各地方機関の農林部長

b. 「人命救助等に従事する者届出書」に記載の職員：

- ・本庁：所持許可者（主査）以下の担当職員6名（ガバメントハンター1名を含む）
- ・地方機関：各機関の担当職員各2名

c. 麻酔銃の保管場所：県自然保護課・地方機関2か所（計3か所）

d. 麻酔銃の形式：ガス式

② 麻酔薬

a. 使用している麻酔薬の種類：塩酸ケタミンと塩酸メドミジンの混合

b. 麻酔薬の購入元：国内の製薬会社

c. 麻酔薬の購入者：秋田県生活環境部自然保護課

d. 麻薬研究者：県自然保護課の獣医師（主査）1名、鳥獣管理職（技師）1名

e. 麻薬研究施設：県自然保護課（1か所）

③ 捕獲時の体制

a. 麻酔捕獲の出動体制：

県職員1名以上（射手を含む）、市町村職員1名以上

射手が不動化作業とともに現場の全体管理を行い、その他職員は記録等の補助を行う。

b. 麻酔銃を使用する職員：主に自然保護課の専門職員（獣医師及び鳥獣管理職）

c. 麻酔薬の調合・投薬器の作成を行う職員：

主に自然保護課の専門職員（獣医師及び鳥獣管理職）

④ 鳥獣保護管理法上の手続き（危険猟法、捕獲許可等）の対応

・法第9条に基づく捕獲許可：

年度当初に期間を通年、区域を県内全域とし、頭数を多めに設定した捕獲許可申請を知事宛に行い、知事許可を受ける。期間途中で捕獲頭数が許可頭数に達した場合は、再度年度末までの許可手続きを行う。

・法第37条に基づく危険猟法許可：

年度当初に期間を通年、区域を県内全域とし、頭数を多めに設定した許可申請を地方環境事務所宛に行い、環境大臣の許可を受ける。期間途中で捕獲頭数が許可頭数に達した場合は、再度年度末までの許可手続きを行う。

- ・法第 38 条の 2 に基づく住居集合地域等での麻醉銃猟許可：
事案発生時にその都度知事宛の許可申請を書面で実施。

(2) 実際の捕獲について

- ① 麻醉を打ち込む際に狙う部位：
腿や肩などの筋肉の多い部分を狙う。角度的に腿や肩を狙えない場合、投薬器を咥えて瞬時に抜かれたくない場合、冬眠前で脂肪が厚い場合など、状況により腕や首元など別の部位を狙うこともある。
- ② 射手とクマとの距離について
 - a. 麻醉銃の場合：10～30m
 - b. 吹き矢の場合：1～2m
- ③ 投薬後の確認、判別方法について
 - a. 投薬器がクマに刺さり、薬液が入ったかの確認方法：
刺さった後、薬室とガス室を隔てるゴムが針側に完全に移動しているかを確認
 - b. 麻醉が効いたかの判別方法
反射の有無を確認
- ④ 安全確保について
 - a. 麻醉による捕獲等によりクマが興奮した際の安全確保
 - ・射手と補助者など、必要最低限の者のみ現地に置き、その他の人は近寄らせない
 - ・盾とクマスプレーを持った護衛を射手につける、避難先として付近にドアを開けたままの車を配置する、引き戸の隙間から狙うなど、現地の環境・状況に合わせて射手を保護する措置をとる
 - b. 地域住民に投薬器が到達しないようにするための安全確保
射手と補助者など、必要最低限の者のみ現地に置き、その他の人は近寄らせない

2. 島根県

島根県では、錯誤捕獲に対する学術研究としての放獣対応として、県が麻醉によりクマを捕獲できる体制を整えている。

(1) 自治体における体制について

- ① 麻醉銃
 - a. 麻醉銃の所持者：
麻醉銃が配備されている県の地方機関・研究機関の野生鳥獣保護管理部署の部長又は課長（科長）
 - b. 「人命救助等に従事する者届出書」に記載の職員：
野生鳥獣保護管理部署の部長・課長（科長）・担当職員、鳥獣専門指導員、研究員
 - c. 麻醉銃の保管場所：県の地方機関・研究機関（5か所）
 - d. 麻醉銃の形式：ガス式
- ② 麻醉薬

- a. 使用している麻酔薬の種類：塩酸チレタミン（指定薬物）・塩酸ゾラゼパム混合物
- b. 麻酔薬の購入元：海外の製薬会社（輸入）
- c. 麻酔薬の購入者：農林水産部 農山漁村振興課鳥獣対策室
- d. 麻酔研究者：麻酔（塩酸ケタミン）は使用していないため登録していない
- e. 麻酔研究施設：麻酔（塩酸ケタミン）は使用していないため設置していない

③ 捕獲時の体制

- a. 錯誤捕獲発生時の麻酔捕獲の出動体制：

県職員 2～3 名、市町村職員 1～2 名、バックアップハンター（県猟友会等）2 名
 野生鳥獣保護管理部署の担当職員または鳥獣専門指導員が現場の全体管理を行い、その他職員は現場補助を行う。
- b. 麻酔銃を使用する職員：おもに野生鳥獣保護管理部署の担当職員、鳥獣専門指導員
- c. 麻酔薬の調合・投薬器の作成を行う職員：

おもに野生鳥獣保護管理部署の担当職員、鳥獣専門指導員

④ 鳥獣保護管理法上の手続き（危険猟法、捕獲許可等）の対応

年度当初に年間を通じて想定される捕獲頭数について捕獲許可（9 条許可）の手続きを実施。

（2）実際の捕獲について

① 麻酔を打ち込む際に狙う部位：

第一選択：臀部～大腿、第二選択：肩部～上腕

② 射手とクマとの距離について

- a. 麻酔銃の場合：くくりわなにかかっている状態で 5～20m
- b. 吹き矢の場合：箱わなにかかっている状態で 1 m50cm 程度

③ 投薬後の確認、判別方法について

- a. 投薬器がクマに刺さり、薬液が入ったかの確認方法：

くくりわな（麻酔銃）：投薬器がクマに刺さった瞬間に薬室とガス室を隔てるゴムが針側に完全に移動しているかを目視または双眼鏡で確認。

箱わな（吹き矢）：投薬器がクマに刺さった瞬間に薬室とガス室を隔てるゴムが針側に完全に移動しているかを目視で確認。
- b. 麻酔が効いたかの判別方法

麻酔の効果が現れると、まず動きが緩慢になり、犬座姿勢から伏臥位や横臥位へと移行し、ヘッドダウンが確認される。この状態で棒でつついて反応がなければ、麻酔が効いて不動化したと判断する。

④ 安全確保について

- a. 麻酔による捕獲等によりクマが興奮した際の安全確保

錯誤捕獲の麻酔対応は、クマを興奮させないように関係者以外は遠ざける。また、アプローチは必要最低人数で行う。必要最低人数の考え方は以下の通り。

くくりわな（麻酔銃）：射手、クマスプレー者（盾あり）（盾を持つ人とクマスプレー者 2 名の場合もある）、バックアップハンター

箱わな（吹き矢）：射手、噛ませ役、バックアップハンター

- b. 地域住民に投薬器が到達しないようにするための安全確保

くくりわな（麻酔銃）：くくりわなに捕獲された個体への麻酔銃は、撃ち下ろしで実施する。
射手とクマの延長には必ずバックストップがあるように麻酔銃の発射位置を確定する。

3. 長野県

長野県では、県から外部専門家への依頼により、麻酔による捕獲を行う体制をとっており、錯誤捕獲時など安全管理の面で接近が難しい場合には麻酔銃を、夜間など発砲規制がある場合には吹き矢を使い分けて対応している。

（1）自治体における体制について

① 麻酔銃

- a. 麻酔銃の所持者：

県機関の職員は所持しておらず、依頼する大学研究者、個人事業者等の外部専門家が所持。

- b. 「人命救助等に従事する者届出書」に記載の職員：県機関の職員は含まれない。

- c. 麻酔銃の保管場所：県機関では所持せず、外部専門家が所持・保管している。

- d. 麻酔銃の形式：ガス式

② 麻酔薬

- a. 使用している麻酔薬の種類：塩酸ケタミン

- b. 麻酔薬の購入者：外部専門家

- c. 麻薬研究者：外部専門家。県機関の職員は登録していない。

③ 捕獲時の体制

- a. 緊急時、錯誤捕獲発生時の麻酔捕獲の出動体制：

・市街地出没など緊急時には、最低以下の人数は対応（クマがワナに掛かっていない状態）

県職員2名、市町村職員2名、猟友会員3名、麻薬研究者1名 等

・錯誤捕獲時には警察署を除いた体制で臨む場合が多い（人数は一律ではない）

・事案の現場状況を県と市町村で確認し、状況に応じて出動を要請。市町村は現場管理の中心を担い、県は技術支援を行う。

- d. 麻酔銃を使用する職員：外部専門家が使用。県職員は使用しない。

- e. 麻酔薬の調合・投薬器の作成を行う職員：外部専門家。県職員は行わない。

④ 鳥獣保護管理法上の手続き（危険猟法、捕獲許可等）の対応

・麻酔銃使用は事案発生都度、県現地機関から県庁（鳥獣対策係）に口頭で許可申請

後日、実施した市町村長から県庁に書類で許可申請を提出

・吹き矢使用は事案発生都度、市町村長から環境省自然環境事務所に許可申請

（2）実際の捕獲について

麻酔を打ち込む際に狙う部位：腹部以外の筋肉が多い部位

① 射手とクマとの距離について

- a. 麻酔銃の場合：麻酔銃の性能にもよるが最大20m程度のケースが多い

- b. 吹き矢の場合：射手の安全性を確保した上で5m程度

② 安全確保について

a. 麻酔による捕獲等によりクマが興奮した際の安全確保

興奮した状態での接近は非常に危険なため、そのような状況下にあるクマには近づかない。

（興奮して動いている状態のクマに投薬器を命中できる確率も下がる）

b. 地域住民に投薬器が到達しないようにするための安全確保

麻酔銃を撃つ方向の安全確認、銃の威力や性能、弾道の考慮

麻酔によるクマの捕獲体制構築
～ 人の日常生活圏における麻酔（麻酔銃、吹き矢）を
用いたクマの捕獲体制の構築等に関する参考資料 ～

2026 年（令和 8 年）7 月

環境省自然環境局
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電話：03(5521)8285

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3 丁目 3 番 7 号
電話：03(6659)6310（代表）